

子育て中の女性の 資格取得を応援します!



就職や仕事に役立つ資格や免許の取得に要する経費の一部を助成します。



育児期間中のスキルアップは大変でしたが
自信を持って業務に取り組めるようになりました。

職場でも使う事ができ役立っています。

資格を取得して
昇給のきっかけになっただけでなく
より充実した日々を送れるようになりました。

子育て中の資格取得に前向きに取り組めました。
資格を取得して希望の職で働いています。



米子市女性の専門職資格取得助成事業補助金

資格等の取得に係る講座受講料、受験料、授業料および入学金などの経費の2分の1
を助成します。(ただし、補助金の額の上限は5万円)

お問い合わせ

人権・男女共同参画課 ふれあいの里2階

☎ 0859-23-5419

✉ jinkenseisaku@city.yonago.lg.jp



米子市女性の専門職資格取得助成事業補助金

米子市では、子育て中の女性に、就職や仕事に役立つ資格や免許の取得に要する経費の一部を助成します。

補助金の交付を受けることができるかた

22歳以下の子を養育し、米子市内に住所がある女性で、次のいずれにも該当するかたです。

- ・資格等を取得したかた
- ・資格等を取得するにあたり、その他の補助金等の交付を受けていないかた(ただし、教育訓練給付金は除く。)
- ・市税等の滞納がないかた



対象となる資格等

厚生労働大臣が指定する教育訓練講座(同等の内容のものを含む)で取得可能な国家資格、公的資格、民間資格など。
※厚生労働大臣が指定する教育訓練講座で対象となる資格は、教育訓練制度検索システムで確認することができます。

教育訓練制度検索システム



補助金の額

資格等の取得に係る講座受講料、受験料、授業料および入学金などの経費の2分の1(上限5万円)
(教育訓練給付金を受けている場合は、受験料など給付金の対象となっていない経費の2分の1)



交付申請

補助金交付申請書に次の書類等を添えて、人権・男女共同参画課に提出してください。

- ・資格等の取得に要した経費がわかる書類
- ・資格等を取得したことを証明する書類の写し
- ・22歳以下の子を有し、またその親子関係を証明することのできるもの(母子手帳など)
- ・教育訓練給付金を受けている場合は、そのことがわかる書類

申請書は、米子市のホームページからダウンロードしていただくか、人権・男女共同参画課窓口でお受け取りください。

※資格等を取得された日の属する年度中に申請していただく必要があります。



交付決定

書類審査の上、補助金交付の可否を決定し、通知します。

補助金の支払い

次に掲げる必要な書類を、人権・男女共同参画課に提出してください。

後日、指定された銀行等の口座に振り込みます。

【補助金支払いに必要な書類】

- ・補助金等支払請求書
- ・口座振込依頼書

※これらの書類は交付可となった場合に、交付決定の通知とともに送付します。



お問い合わせ

人権・男女共同参画課

☎ 0859-23-5419
✉ jinkenseisaku@city.yonago.lg.jp